

知 事 意 見

「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する知事意見については、以下のとおり。

1. 全体的事項

- (1) 当該事業の環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。
- (2) 事業計画を具体化するにあたっては、漁業者等地元住民や関係者との十分な協議を行い、理解が得られるよう努め、検討事項及び結果、その判断に至った経緯等について丁寧に説明すること。
- (3) 環境影響評価準備書及びその要約書における記述の誤り、不足等については、環境影響評価書において、訂正、追加して記載すること。
- (4) 今後の手続きにあたっては、2. の個別事項の内容を踏まえ、適切な調査・予測・評価を行うとともに、必要な事後調査を行うこと。
また、その結果、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、環境影響の回避・低減を図るための効果的な環境保全措置を講ずること。

2. 個別事項

(1) 動物

多くの渡り鳥が行き交う海域となっていることや鳥類の渡りのルートの子測の不確実性から、事業区域における鳥類や哺乳類の状況については、情報収集を行い、継続して調査を実施すること。

(2) 騒音及び低周波音

住居・福祉施設等の立地位置や風車設置場所からの距離、人が感じる騒音及び低周波音の感覚閾値等を考慮し、最新の知見や専門家等の意見を踏まえて、可能な限り環境保全措置を講じるとともに、稼動開始後に影響が確認された場合の対策についても検討すること。

(3) 水中音

海棲生物への影響について、既設風車に係る観測値等の活用や、専門家等の意見・助言等を踏まえて、適切に調査、評価を行い、事後調査も実施すること。

(4) 景観への配慮

世界遺産候補構成資産からの眺望については、関係機関と十分に協議を行い、眺望点から風力発電施設の垂直見込角が0.5°未満となるよう配置するほか、色彩についても、周辺環境との調和に配慮した塗装とすること。